

要求水準書等に関する質問回答書（2回目）

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
1	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-1 第1章第1節 4.建設予定地	要求水準書等に関する質問回答書(第1回)のNo.3にて、「敷地面積 8,218.36m ² という数字は、前願の建築確認申請にて登録されている面積値であり、この面積値を正として設計・建設業務を行うという理解でよろしいでしょうか。(回答書)ご理解のとおりです。」とご回答頂いておりますが、騒音基準値等を遵守する際に必要となりますので、敷地境界線を特定できる資料をご教示ください。	現在提供している書類のみとなります。
2	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-2 第1章第1節 6.全体計画 3)工事計画	要求水準書等に関する質問回答書のNo.5にて、既存擁壁との関係で伐根できない樹木の「根」が残置される可能性があるとご回答いただいておりますが、新設を計画している擁壁基礎と干渉する可能性が高いと考えております。また、残置される程度が不明で見積計画が困難なため、見積上は残置された樹木の根は無いものとし、実施工において干渉する樹木があった場合には、費用と工期についてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	原則として伐根されているものとして計画願います。

3	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章第1節 7.立地条件	本施設の建設用地は、特に内川側について、神奈川県がけ条例の適用を受けると考えます。影響線にかかる構造物がある場合、その形状・構造等に影響が発生しますが、敷地外を含めた測量図が無く、範囲・程度が判断できず見積困難です。見積上は、がけ条例の適用はないものとし、適用があった場合、その費用や工程については別途協議頂けるものと認識してよろしいでしょうか。また、適用を受ける範囲を特定するためには敷地外を含めた測量調査が必要となると考えますが、敷地外となるため、別途組合殿にて実施し、必要な資料を契約までにご提供頂けるものと考え、測量調査についても事業者の範囲外としてよろしいでしょうか。	神奈川県がけ条例の適用を受けると判断する場合の対応費用は、本工事費に含むものとしてご提案願います。
4	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章第1節 7.立地条件 1)(1)地形、土質	「提供する電子データを確認のこと。なお、提供する電子データにおいては～本組合と秘密保持に関する契約書を交わした後に提供する。」とありますが、事業者にて作成のうえ、提出すると理解してよろしいでしょうか。	現段階では提出を不要とします。
5	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章第1節 7.立地条件 1)(2)気象条件	積雪荷重について、垂直最深積雪量が30cmとありますが、除雪作業の見積のため、建設場所近隣の南足柄市清掃工場における直近3年間の除雪作業の実績をご教示いただけないでしょうか。	直近3年間では除雪作業の実績はございません。

6	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章第1節 7.立地条件 3)敷地周辺設備（添付資料：取り合い点） ⑤排水	<p>「敷地内雨水は、敷地内に設置する雨水排水設備を経て敷地外へ放流する。（中略）ただし、便所、洗面所、浴室等から排出される生活排水については、合併処理浄化槽を設置し、場外放流する計画とする」とあります。</p> <p>酒匂川・内川は県管理の2級河川、文命用水も同じく県管理の農業用水路であり、一般的には、一施設建設の都合で、放流口の新設を行うことは、基本的には認められていないと想定されます。</p> <p>生活排水、雨水排水および工事排水は、既設工場の最終枿（放流口）を介して、場外放流が可能と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>また、本件における行政協議は組合殿主体で実施頂けるもの（または実施済）と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>本件に関する協議が必要な場合は、受注者において実施願います。</p>
7	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章第1節 7.立地条件 3)敷地周辺設備（添付資料：取り合い点） ⑤排水	敷地内からの排水放流先として、敷地の前面道路（道路の側溝）へ放流することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-4 第1章第2節 5.搬出入車両	公募説明書等に関する質問回答書 No.2 においてご回答いただいた、最大車両重量は、本項の搬入出車両仕様を考慮して「車両総重量」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-5 第1章第2節 6.搬出入車両台数	搬入車両台数のうち、可燃性粗大ごみの車両台数をご教示いただけますでしょうか。また、可燃性粗大ごみ搬入車両のうち 4t 平ボディまたはアームロール車で搬入される頻度（例、1日〇台程度）をご回答いただける範囲でご教示いただけますでしょうか。	4t 平ボディまたはアームロール車は、施設にて集めた不燃性粗大ごみを搬出するものとして計画しております。

10	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-5 第1章第2節 8. 主要設備方式 ⑦給水設備	当該建設地域は「南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例」の地下水採取規制区域には該当せず、開始の届出を行うことにより、新設井戸が設置できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。													
11	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-5 第1章第2節 8. 主要設備方式 ⑦給水設備	敷地内に既存井戸がある場合も廃止の手続きを行わずに、新設井戸を設置することは可能でしょうか。	井戸の廃止及び新設の手続き等については、「南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例」等に規定された届出書類等を作成し、対応するものとして計画願います。													
12	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-7 第1章第2節 11. 公害防止基準 6) 焼却灰及び飛灰の性状	<p>「本施設で発生する焼却灰及び飛灰については、以下に示す基準を満足する性状とすること。(※引き取り先未定)」と記載があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資源化する灰の性状</td> <td>状態</td> <td>発塵しない状態</td> </tr> <tr> <td>有害物質(溶出)</td> <td>環境省で定める判定基準</td> </tr> <tr> <td>有害物質(含有)</td> <td>環境省で定める判定基準</td> </tr> <tr> <td>焼却灰の性状</td> <td>熱しゃく減量</td> <td>5%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表に「環境省で定める判定基準」とありますが、基準をご教示願います。</p>	項目		基準値	資源化する灰の性状	状態	発塵しない状態	有害物質(溶出)	環境省で定める判定基準	有害物質(含有)	環境省で定める判定基準	焼却灰の性状	熱しゃく減量	5%以下	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令をもとに計画願います。
項目		基準値															
資源化する灰の性状	状態	発塵しない状態															
	有害物質(溶出)	環境省で定める判定基準															
	有害物質(含有)	環境省で定める判定基準															
焼却灰の性状	熱しゃく減量	5%以下															
13	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-12 第1章第5節 1. 試運転及び指導期間	試運転期間中の売電収入の帰属先は組合様という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。													

14	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第1章第8節 4. その他適用工事 1) 電気引込み工事	要求水準書等に関する質問回答書の No. 26, 27, 129 において、「本記載は、既存施設内の第1柱からの引き込み工事を想定しております。」とご回答いただいておりますが、工事負担金については事業者の所掌外であり、事業者の所掌は第1柱以降の引き込み工事のみとの理解でよろしいでしょうか。工事負担金は敷地内への新規引込みの他、系統接続における電力会社側の配電線状況に応じて要否や金額が変わる費用です。電力会社が算出する費用のため、接続検討申込を電力会社に申し入れられない現時点で、事業者にて見積が困難です。事業者負担とされる場合、事業者にて決定できない事項ですので、入札参加者の公平性を高めるために、工事負担金額の見積算入額を貴組合より提示して頂いて入札金額に含め、実施時に費用が決定した段階で、清算とさせていただけないでしょうか。	要求水準書等に関する質問回答書の No. 26, 27, 129 にて回答したとおり、第1柱以降の引き込み工事のみとご理解願います。 なお、造成工事等に伴い第1柱の位置を変更する必要があると判断された場合は事業者負担として計画願います。
15	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第1章第8節 4. その他適用工事 4) 建設用地北側の一部 市所有地の利用	仮設事務所の確認申請要否に関して、要求水準書等に関する質問回答書の No. 31 にて「行政協議は不可」とのご回答を頂きました。確認申請の要否により、費用や工程に影響があるため、見積計画上は、確認申請が不要であるものとして見積を行ってよろしいでしょうか。	確認申請が必要と判断する場合の対応費用は、本工事費に含むものとしてご提案願います。
16	【設計・建設事業】 要求水準書 建設工事請負 契約書(案)	P1-28 第1章第12節その他 3. 施工 11) 保険 p24 第51条 (火災保険等)	「本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に加入すること。」とございますが、建設工事請負契約書の第51条に「火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）」とあるように、要求水準書で求められている保険の補償内容を付保している保険で充足していれば、必ずしも列挙している全ての保険に加入する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

17	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-5 第2章第2節 2. プラットホーム 〔特記〕	不燃性及び可燃性粗大ごみの搬出入車両に関して、要求水準書等に関する質問回答書のNo.41にて「4t平ボディまたはアームロール車を想定」とご回答いただいておりますが、アームロール車も平ボディと同様に積載量は4tと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-5 第2章第2節 2. プラットホーム	不燃性及び可燃性粗大ごみを受け入れるスペース等の計画にあたり、不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみそれぞれの搬入量がわかる資料をご教示いただけますでしょうか。	不燃性粗大ごみについては4tコンテナのスペースで計画願います。 令和6年度の可燃性粗大ごみの実績は年間約404tであるため、これを踏まえた計画としてください。
19	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-5 第2章第2節 2. プラットホーム	不燃性粗大ごみは一般搬入車両のみにより搬入され、本施設で中間処理を行うことなく搬出されるものとの理解よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-21 第2章第4節 15. ブロータンク②	「数量 [] 基/炉」と記載がありますが、共通系としても運転に支障がないため、数量は提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
21	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-37 第2章第8節【主灰】 4. 磁選機 5. ふるい分け装置	P1-7でご提示いただいている性状に関する基準を遵守することを前提に、磁選機、ふるい分け装置等の選別設備の設置有無は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
22	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-38 第2章第8節【主灰】 6. 選別バンカ	要求水準書等に関する質問回答書のNo.63において、磁性物の保管・搬出方法については事業者提案をお認め頂いているため、不燃物の保管・搬出方法についても同様に事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

23	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-40、42 第2章第8節【主灰】 2. 飛灰処理設備 1) 飛灰貯留槽 2. 飛灰処理設備 6) 処理物バンカ	要求水準書等に関する質問回答書の No.66 において、「飛灰については資源化業者の排出形態が袋詰めになった場合を想定」とございますが、要求水準書 P2-40 の飛灰貯留槽〔特記〕には「飛灰の資源化業者への搬送形式は(中略)バラ積み又は袋詰めとなっている」とございます。要求水準書においてはバラ積みもしくは袋詰めのいずれかに対応可能な設備を設置するものと理解でよろしいでしょうか。また、バラ積み・袋詰めの両方に対応する場合、過度な設備が必要となるため、また運営時における人件費を算出する上でも、双方に対応可能な人員を計画する必要があり、建設・運営において著しく不経済になると思料いたします。バラ積み、袋詰めのいずれかを事業者にて選定させていただけないでしょうか。	事業者提案とします。
24	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-53, 54 第2章第11節 4. 電力監視設備	「4. 電力監視設備 電力監視設備は、電力を一括して中央で監視しながら操作を行うための盤である。施設の運転、監視及び制御の方法に合わせ、適切な設備を計画すること。」と記載がありますが、中央で監視できることを前提とした適切な設備計画として、2)～4)の電力監視設備は機側設置としてもよろしいでしょうか。また、「2) 発電機監視盤 ③ 操作方式 タッチスクリーンまたはマウス式」と記載がありますが、操作方式はカムスイッチ、ハンドルスイッチ方式等も含め事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案とします。
25	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-61 第2章第12節 3. 監視制御装置	1) 中央操作監視盤及び2) 中央監視盤(焼却炉系、共通系、ITV系)については、集中監視を行う観点から4) 中央監視操作卓のコンピュータに集約する提案をさせて頂いてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

26	<p>【設計・建設事業】 要求水準書</p> <p>資料なし (解体・撤去に 関する確認)</p>	<p>P3-1 第3章第1節 基本計画事項 1. 計画 概要</p> <p>1) 工事範囲</p> <p>解体・撤去工事</p>	<p>要求水準書等に関する質問回答書の No. 88, 89, 131, 132, 133, 134, 136 において、解体工事 後、新設工事着手時の状態についてご回答を集約す ると下記の通りと理解しております。 下記を見積 上の想定とし、実施時に著しい乖離が発生した場 合は、費用および工期についてご協議いただけ るものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>1) ランプウェイの地山を除き、敷地は平らに均 されているものとする。</p> <p>2) 仮設物(囲いなど)を含め、解体工事後の 残置物は「第一電柱」および「既存井戸」、 「敷地外への最終放流桝x2か所」とする。</p> <p>3) 新設工事着手時の平均GLは、測量図の 地盤高さから舗装厚などを差し引き、概ね TP+83.5mと想定する。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	<p>【設計・建設事業】 要求水準書</p>	<p>P3-5 第3章第2節 2. (9) 通風設備室④</p>	<p>「誘引送風機は、煙突の近くに設けると ともに、防音対策が必要な場合は、鉄筋 コンクリートの部屋に設置する計画とす ること」と記載がありますが、規制値を 遵守することを前提に、内装仕上げに 遮音材を使用するなど、適切な防音対 策を行うことを条件に鉄骨造(ALC壁) にて計画してもよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者提案とします。</p>

28	【運営管理業務】 要求水準書	P7 第1章第2節 一般次項 2-20. 保険	貴組合が加入する保険に関して、建物総合損害共済とありますが、補償内容をご教示いただけますでしょうか。	組合が加入している保険は、全国自治協会の建物災害共済事業に現在加入しており、建屋と設備が入っております。新施設においても同様の保険に加入する想定です。てん補対象として以下に示す内容の保険を掛けております。 [てん補対象] 火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、車両の衝突・接触、破壊行為、ガラス破損、土砂災害、雪害、風水害
29	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第2章第2節 2-3-2. 案内・指示等 (4)	「敷地外へ搬入車両が渋滞する場合には敷地外の交通整理を行うこと」と記載がありますが、「交通整理」とは、警察官や交通巡査員（警察職員）による法的拘束力の伴う交通整理ではなく、警備員により手信号や誘導を行う、法的拘束力の伴わない一般的な交通誘導との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第2章第2節 2-3-3. 料金徴収代行業務	公金を取り扱う代行業務は原則として再委託は禁止されていることから、SPC または代表企業が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	【運営管理業務】 要求水準書	P31 第2章第8節 8-5. 水源管理(1)	「事業者は、井戸及び前処理装置の管理を行うにあたり、水源管理責任者を配置すること。」と記載がありますが、「水源管理責任者」とは、水質を管理する担当者を設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

32	公募説明書	P3 第2章第1節 2-8. (2) 計画年間処理量	要求水準書等に関する質問回答書のNo. 2にて、ごみ種ごとの車両最大重量をご提示いただいておりますが、最大重量の車両が来場する頻度をごみ種ごとにわかる範囲でご教示いただけますでしょうか。 (例.1日1台程度)	ご提供するデータをご参照願います。ただし、データのご提供時期は9月10日以降とし、本組合にてCD-R等の情報媒体でご提供致します。
33	公募説明書	P4 第2章第3節 3-2 事業期間	公募説明書等に関する質問回答書のNo. 4において既存工場の解体工事期間に関して、「南足柄市清掃工場の解体工事に関する事項は、本組合の所掌ではないため、回答できかねます。」とご回答を頂きました。本工事では契約後速やかに地質調査を行い、建物新築工事に支障のないよう事前に造成工事に着手する必要があります。そのため「既存南足柄市清掃工場の解体工事」については、2026年12月末までに完了をお願いしたいと考えています。 また、「敷地北側一部市所有地（旧春日山荘跡地）」は2026年12月初旬より利用可能にしたいと考えており、これらについて、南足柄市様及び関係者様と調整頂けないでしょうか。また、上記の期日を見積計画の前提としてよろしいでしょうか。	本件に関しては、期間を確約するものではありませんが、解体工事の請負企業と協議し、本事業の実施に向けた調整を行うものとしします。 本件に関しては、関係者との調整を行うものとしします。
34	基本契約書 (案)	P11 第14条 (契約の終了) 3項3号	構成企業の全部又は一部が貴組合の指名停止措置を受けた場合に契約解除ができる条件となっておりますが、契約の事業契約期間中に適用するものではない（本条項は事業契約締結までを対象としている）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	建設工事請負 契約書(案)	P19 第40条 (発注者の催告による解除権)	第2号に「工期が予定より3ヶ月以上遅れている場合を含む」とございますが、不可抗力等により遅延することも想定されることや、建設工事が長工期であることをふまえ、この記載は削除いただけないでしょうか。	不可抗力等に関する遅延については、対象外となります。

36	運営管理業務委託 契約書（案）	P10 第 35 条 （登記事項の変更の 報告）	本条は SPC を設立しない場合については適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	運営管理業務委託 契約書（案）	P14 第 53 条 （談合その他不正行 為による解除）	「甲は、乙が以下のいずれかの事項に該当する場合、乙に対し催告することなく、この契約を解除することができる。」とございますが、基本契約や建設工事請負契約と同様、乙が「この契約に関し」以下のいずれかの事項に該当する場合に貴組合がこの契約を解除することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	公募説明書等に関する質問回答書の No. 34 にて、事業者提案の発注金額が、事業実施時に未達となった場合のペナルティとして、設計・建設期間は「建設工事請負契約書（案）第 38 号（契約不適合責任）」をお示しいただいておりますが、同条で定められている不適合の程度に応じた代金の減額措置は、各年度ではなく、設計・建設期間終了後に実施されとの理解でよろしいでしょうか。作業工程のずれや、契約時期の変更が発生する恐れが高いほか、最終年度の出来高が大きいため減額措置の対象とできる金額が十分に存在します。	ご理解のとおりです。

39	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	公募説明書等に関する質問回答書の No. 34 にて、事業者提案の発注金額が、事業実施時に未達となった場合のペナルティとして、運営管理期間は「運営管理業務委託契約書（案）第 43 条（委託費の減額）」をお示しいただいておりますが、同条で定められている企画提案書に示す事項が達成されない場合の委託費の減額は、各年度で実施されると理解してよろしいでしょうか。提案総額を最終年度で確認する場合、ペナルティ額が委託金額を上回る可能性があります。	ご理解のとおりです。
40	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	設計・建設期間における地元発注金額の達成額が、提案時の金額を超過した場合、超過分を運営管理期間の地元発注金額として繰り越すことができると理解してよろしいでしょうか。 また、運営期間中における各年度の地元発注金額の達成額が提案時の金額を超過した場合、超過分を翌年度の地元発注金額として繰り越すことができると理解してよろしいでしょうか。	設計建設期間の地元発注額を達成した場合の超過費用を、運営費に繰り越すことは不可とします。 ご理解のとおりです。
41	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	公募説明書等に関する質問回答書の No. 36 において、「ご理解のとおりです。No. 35 の回答を踏まえた上で、JV として発注した場合は、発注金額から JV 出資割合を除いた割合を乗じた金額を地元貢献に計上できるものとします。」とご回答いただいておりますが、以下のような計算方法と理解してよろしいでしょうか。 【例】 出資比率が地元企業 20%、地元外企業 80%の JV から 10 億円を下請けとして地元企業に発注する場合の発注金額は、10 億円×(100%-20%(地元企業の JV 比率分))=8 億円	ご理解のとおりです。

42	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	地元人材の雇用に関する金額に関して、公募説明書等に関する質問回答書の No. 39 にて、「様式 15-1-③において定義している発注金額で計画願います。」と回答がございましたが、この定義には地元人材の雇用に関する金額は含まれていないこと、また様式 15-1-③には発注金額に関する題目として、「地元企業の活用方法に関する提案」と記載されていることから、発注金額の提案には、地元人材の雇用に関する金額は含めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に関する 根拠〕	地元人材の雇用に関する金額に関して、公募説明書等に関する質問回答書の No. 40 にて、「No. 39 の回答を踏まえた上で、地元運転管理企業から地元人材を雇用する場合、様式 15-1-③の運営管理段階における地元人材で定義した地域以外の人材も含まれる可能性があることから、二重計上とならないように地元企業への発注額に対し、採用する地元人材の構成比を乗じ、地元人材以外の費用を減じたものとしてください。」とございますが、正しくは「No. 39 の回答を踏まえた上で、地元運転管理企業から地元人材を雇用する場合、様式 15-1-③の運営管理段階における地元人材で定義した地域以外の人材も含まれる可能性があることから、地元企業への発注額に対し、採用する地元人材の構成比を乗じ、地元人材以外の費用を減じたものとしてください。」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

44	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去工事	公募説明書等に関する質問回答書 No.127 において、防災スピーカー、動物慰霊塔の撤去復旧は別途工事であること回答いただいておりますが、撤去復旧・配置については本施設の設計建設期間外に、実施されるものと考え、見積計画上の考慮は不要と理解してよろしいでしょうか。	現状では復旧工事の時期等は不明であるため、見積は不要とします。
45	資料なし		ホームページ等によると既設工場（南足柄清掃工場、大井美化センター、足柄西部環境センター）では一般搬入車ならびに可燃性粗大ごみ搬入車に対し電話による事前予約が実施されていると認識しています。新施設においても引き続き事前予約が継続され、予約対応については貴組合にて実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	南足柄市清掃工場は予約ではなく、電話連絡となります。 一般搬入車等については事前予約を想定しており、受付対応は事業者で行う計画としてください。
46	その他	要求水準書等に関する質問回答書（1回目）No.22	8月29日の要求水準書等に関する質問書への回答時にご提供致します。	1回目の回答において、左記のように回答しておりましたが、本回答書のNo32に変更致します。